【研究ノート】

イギリス工場法・工場監督制度研究の歩み（上）

大森　真紀

（I）

1802年「徒弟の健康と道徳に関する法（Health and Morals of Apprentices Act）」の効果や性格については，しばしば厳しい留保がつけられながらも，1802年法をもってイギリス工場法の歴史を説きはじめることは，かなり一般的にみられる。19世紀半ばまでに，繊維産業に働く児童・年少者および女性についての標準労働日を確立した工場法は，その後，適用対象を繊維以外の工場とより規模の小さい職場に拡大しつつ，労働時間規制から職場の衛生問題さらに安全問題へと重点を移していくなかで，数回の整理・統合（1878年法・1901年法・1937年法・1961年法）も行なわれた。1974年「職場の健康・安全法（Health and Safety at Work etc. Act）」の制定は，名称はもとより法内容や組織の大幅な変更を伴うだけに，19世紀初頭からのイギリス工場法の歴史は終わりを告げたとされるものの，発展的解消としての継続性もかなり認められる。

こうした長い歴史をもつにもかかわらず，イギリス工場法を対象とする研究は必ずしも多くはない。もちろん，経済史研究を中心にいわゆる「産業革命」についての文献において，工場法にふれるものは枚挙に暇がなく，こうした検討だけでも一大研究課題であろうが，工場法そのものの研究として挙げうるとなるとかなり限定されてくる。工場法運動に

かかわった人物の執筆による貴重な冊子[1]は少なからずあるとはいえ，イギリス工場法文献の嚆矢とされるのは，1802年法から1847年の10時間法を対象として，「アルフレッド」の筆名で出版されたキッドの著作[2]である。

しかし，その後のイギリス工場法研究の本格的な展開は19世紀末から20世紀初頭の時期を待たなければならなかった。プレナーの著作[3]が，ドイツにおける出版物の英訳であったことは，イギリス国内で1802年以降の工場法を概観する文献に乏しかったことを示唆するといえよう。ロンドンのオーストリア・ハンガリー帝国大使館の初代書記官を著者とするこの本は，1802年法から1867年法までを扱うが，労働階級のための国家介入は社会秩序の安定に役立ち，社会革命の危険をなくすというドイツ社会政策学の関心から執筆されたことは，序文にも明らかである。しかもフランス・スイスなどヨーロッパ大陸諸国の法規制の概要を付録として掲載していることも目を引く。

1890年代以降になると一転して，イギリス工場法に関する文献が氾濫するかの様相を呈する。歴史的に概観するとともに，当時の工場法をめぐる問題を論じているが，この時期の特徴として指摘できるのは，女性労働と工場法との関係に焦点が当てられていることである。また，ヨーロッパ大陸諸国やアメリカ，イギリスの自治領における労働条件規制法への関心がうかがわれることも留意すべきだろう。

1850年以降の工場法の経済的影響を論じて，コブデン賞（Cobden Prize Essay for 1891）を受賞したジーンズ[4]は，工場法が政治経済学の原則に反しないことを力説する。歴史的に概観した文献としては，クック・テイラー[5]がある。第2版は1802年法から1901年法におよぶが，その最終章では，工場法以外の労働条件を規制する法律や，未規制の業種などについても取り上げている。

ベアトリス・ウエッブ（Beatrice Webb）らによる2冊の論文集[6]，ウッドの論文[7]や英国科学振興協会（British Association for the Advancement of Science）による報告[8]などは，いずれも工場法が女性の雇用や賃金に悪影響せず，むしろ労働条件や健康・生活によい効果をおよぼしていることを強調する。他方で，女性を対象とした保護立法に反対するパンフレットも刊行されている[9]。イギリスおよび自治領の法令についてはマーカム編の手引書，ヨーロッパ諸国についてはブルックがまとめたものなどをあげることができる[10]。

しかし，この時期のイギリス工場法文献を代表するのは何といっても，ハチンズとハリソンの共著（以下，ハチンズ&ハリソン）[11]であろう。その対象時期の長さ，3回におよぶ改訂，その書名の浸透度など，多くの点でイギリス工場法研究文献として特異な位置を占める。ウエッブ夫妻の援助のもとに執筆され，工場法の拡大を社会の進歩として高く評価するこの著作は，20世紀半ば以降の研究動向のなかでは厳しい批判にさらされることになるが，現在にいたるも，イギリス工場法研究の筆頭にすえられなければならない。また，1920年代に入って，ハチンズ&ハリソンの第3版と同年に出版されたメスの著作[12]も，前者の陰に隠れてしまいがちだが，前者の追加時期を補足するにとどまらず，1890年前後をイギリス工場法の画期として注目している点で重要な文献である。

イギリス工場法研究の古典ともいうべきハチンズ&ハリソンの刊行は，19世紀半ば以降の関連文献の集積のなかでのひとつの頂点をなすといえようが，そこにはすでに指摘したことのほかに，もうひとつの関心の推移が跡づけられる。すなわち，イギリス工場法の歴史において画期的な意義をもつとされる1833年創設の工場監督制度については，その重要性がくりかえし強調されてきたが，工場法の内容そのものというよりも，それらの実施に携わる工場監督職およびその制度に関する文献・研究の

比重が明らかに高まってくるのは，20世紀に入って，それも最初の工場監督官任命から100年を経た1930年代以降のことである。クック・テイラーは法の解説に終始するものの，ハチンズ&ハリソンが工場監督制度にたびたび言及し，メスが書名に実施行政（administration）を掲げていることは，19世紀末・20世紀初頭がその移行期であったことを伺わせる。

ただし，ここでもイギリス工場監督制度についてのまとまった文献は，イギリス国外に始まる。アメリカ労働省（United States Department of Labor）のパンフレットを執筆したアンドリュース[13]は，イギリス工場法自体はすでに時代遅れだと批判するが，その工場監督官全体としての質の高さには，アメリカに優るものがあるとして，当時の監督職組織や任務・勤務条件などについて，詳しく紹介している。次いで，国際労働機関（ILO）の雑誌に掲載されたブレロック論文[14]も，約100年の歴史をもつ世界で最初の工場監督制度についてまとめている。

工場監督制度についてイギリス国内で出版された最初の本格的な研究としては，ジャング[15]をあげることができる。イギリス工場監督制度が成功した要因は，中央集権化と専門化の原則による運営に加えて，すぐれた人材の確保によるという。この認識は，前掲のアンドリュースにも共通する。また，ジャングのように工場監督制度そのものに焦点をあてているわけではないが，トーマスの著作[16]は，監督職の活動に力点をおいた19世紀前半の工場法史であることは，副題とともに，扉に最初の工場監督官のひとりとして有名なホーナー（Leonard Horner）の肖像を掲げていることにもよくあらわれている。トーマスは中央集権的行政機構の成長の一環として工場法とその行政を位置づけており[17]，この著作は，後述の「十九世紀行政革命論争」ではもちろんのこと，20世紀半ば以降の初期工場法に関する研究では，ハチンズ&ハリソンよりもはるか

に引用・言及されることが多い。その意味で，トーマスはイギリス工場法研究史において第二の画期を成すといえよう。

他方で，1940・50年代には，古典派経済学もしくは経済学者と工場法との関係を再検討する論文が散見されるが[18]，その出発点は，19世紀前半の経済学者たちが工場法に反対したと，カニンガム[19]やハチンズ&ハリソンが述べていることへの批判にあった。とくにブレブナー論文は，いわゆる「十九世紀行政革命論争」の先駆として位置づけられている。

「行政革命論争」そのものについて論じることも，ここでは手に余るが，ただ確認すべきは，中央行政機関の創設と介入的行政の実施に対するベンサム主義の関与をめぐる「論争」において，1833年の工場監督官の任命は，その最初のものとして重視されるとともに，「論争」の本格的な口火を切ったマクドナー（Oliver MacDonagh）の5段階モデルにあてはまらないと反論で指摘されるのも，工場監督制度だということである[20]。「論争」において工場監督職に言及される場合の拠り所がほとんどトーマスであったことは，工場監督職の位置づけが論じられたのであって，その内容にまで十分立ち入った議論ではなかったことを示唆しよう。

「論争」の一翼を担ったロバーツ[21]は様々な監督職を検討しているが，給与をはじめとするいくつかの点で，工場監督職の特異性がややきわだつ。ただ，ロバーツは，1833年工場法を中央政府拡大の最初として位置づけながらも，検討全体における比重は必ずしも高くない。そのため，イギリス福祉国家の起源をヴィクトリア期に求める基調のなかで，工場法よりも救貧法や教育・公衆衛生に関わる行政に偏りがちな傾向は否定できない。このことは，やはり「論争」に関与したフィナー[22]も共通するにとどまらず，イギリス福祉国家論における工場法の軽視もしくは看過に通ずるといえるかもしれない。

「論争」は，引き続きレセフェールと国家介入についての議論として継承されていくとともに[23]，個別省庁や公務員制度についての歴史的研究も促した[24]。初期の工場監督官を取り上げた論文[25]もある。また，19世紀前半の工場法運動に関するドライバーの著作[26]は「論争」のなかでも引用されるが，ワォードの研究[27]は「論争」よりもイギリス労働史研究に位置づけるのがふさわしいだろう。1960年代以降，労働史研究のための復刻が相次ぎ，ワォード自身も，史料集[28]を編集している。ちなみに，ヴィクトリア中期の機械化のゆるやかな進展を主張した，労働史研究において重要なサミュエル論文[29]では，工場監督官報告の史料としての偏りが的確に指摘されている。もっとも，労働史研究においては，既存の史料を批判的に読み直し，新たな史料を掘り起こすなかで，指導者ではない一般（男性）労働者たちの労働・生活・運動の実態を明らかにすることに重点があったから，工場法への関心は低調にならざるをえなかった。

しかしながら，20世紀半ば以降，初期工場法の評価の見直しも徐々に進みつつあった。例えば，ハット論文[30]は，1832年のサドラー委員会報告がきわめて党派的な意図から作成されたことを示したうえで，ハチンズ&ハリソンやハモンド夫妻の著作[31]がこうした文書に依拠しているのみならず，史料の引用が作為的だと厳しく批判して，工場制度の「弊害」が誇張されてきたこと，工場立法は「弊害」をなくすどころか，むしろ逆効果さえもったと結論づける。いわゆる「生活水準論争」を背景にしたこうした批判は，ナーディネリ論文[32]にも引き継がれ，児童労働の減少の原因は，技術変化と実質所得の上昇によるものであって，工場法や工場監督官の活動はこれを加速させたにすぎないとする。また，1833年法の画期性を強調するマーベル論文[33]は，同法が，水力による工場に厳格に適用されることによって，より規模の大きい（蒸気力を使

う）企業の経済的利害が意図されていたことを強調する。アンダーソンとトリソンによる論文[34]は，ナーディネリやマーベルの論文を工場法についての従来の見解に挑戦するものとして評価しつつも，いずれも工場法運動を経済的に説明しないと批判し，工場法は熟練男性職工がほかの労働力供給による競争を制限しようとする試みだとする。いずれも，経済的な視点を強く打ち出していることが特徴といえよう。

さらに，工場法に基づく起訴に対して治安判事が「妨害」したという従来の評価は根拠がないとするピーコック論文[35]や，1830-52年の工場法成立にとって，ホイッグ党のリーダーシップの重要性を主張するマンドラー論文[36]などもある。家族の機能分化を工場法や工場法運動にかかわらせて論じたスメルサー[37]は，子供のみならず，成人女性への工場法適用の意義に注目した。

1970・80年代には，「行政革命論争」からの直接・間接の影響を受けながら，法社会学の分野においても，工場法の実施状況や工場監督官の活動を取り上げた論文がみられる。カーソン[38]は，ホワイトカラー犯罪の定義やその違反の取り締まりに階級的偏見がかかわるという視点から工場法の実施・運用に関心を持ち，1961年法にとどまらず，1833年法に遡る。カーソンによれば，19世紀前半に出現した社会秩序を前提として，規制を回避するのではなく，規制を有効たらしめようとする内生的な働きかけこそが，工場法違反の犯罪性を曖昧にしたと主張する。

これに対して，バートリップ[39]は，安全問題（機械のフェンス）を焦点に据えて，工場監督職について検討した上で，フェンとともに，カーソンの主張を「階級パラダイム」として厳しく批判する。また，「行政革命論争」のマクドナー・モデルを修正しつつも，積極的に評価する反面，監督職の重要性が誇張されてきたともいい，レセフェールから政府介入への転換は，1830・40年代でも，1870年代でもなく，1890年代だと

結論づける。なお，1830—70年を対象に，法が社会を規制する様々な形態を検討したアーサーズの研究とこれを批判したフィールド論文においても，工場監督職の占める比重はきわめて高い[40]。

このように，20世紀半ば以降，工場法および工場監督職・制度について，新たな関心・視角からの研究が活発に展開されてきたが，その対象時期は19世紀前半ないし中期に集中する傾向がむしろ強まったといえよう。もっとも，1960年代以降，現実の政策課題として，イギリスの監督職全般についての見直し気運が高まり，王立公共行政協会（Royal Institute of Public Administration）の調査プロジェクトの一環として，ローズの著作[41]が刊行された。ローズは，監督制度が法実施の有効な手段であるという前提そのものに疑問を呈し，工場監督職については，その歴史と1974年法による再編を踏まえたうえで，特定の法律の要件を確実にするために任命された監督官が，より幅広いアドバイスを求められるという矛盾は，新法のもとでも解決されないと指摘する[42]。

注

1） 例えば，John Fielden, *The Curse of the Factory System*, London, Frank Cass, (1836), 2nd ed., A. M. Kelley, New York,(1969), Philip Grant, *The Ten Hours Bill The History of Factory Legislation*, Manchester, John Heywood, (1866)。

2） Alfred (Samuel H. G. Kydd), *The History of the Factory Movement*, 2 vols., London, Simpkin, Marshall, (1857), reprint, New York, A. M. Kelley, (1966), New York, Burt Franklin, (n. d.). 後掲 Cooke-Taylor, *The Factory System and the Factory Acts* において'Alfred'は Samuel Kydd であることが指摘され (p. 57)，ケリー社の覆刻版では，'Alfred [Samuel H. G. Kydd]'と表紙に記載されているが，フランクリン社のものは'Alfred Kydd'となっており，一切説明がない。

3) Ernst von Plener, *The English Factory Legislation*, (authorized translation by F. L. Weinmann), London, Chapman and Hall, (2nd, 1873). この英語版には，第2版と明記されているが，初版についての記載を欠き，初版の存在も確認できなかった。なお，後掲 *The Case for the Factory Acts* の巻末文献案内によれば，ドイツで出版された O. W. Weyer, *Die Englische Fa-*

brikinspection, (1888) は英訳されていないという。

4) Victorine Jeans, *Factory Act Legislation*, London, T. Fisher Unwin, (n. d.). 筆者が入手の際に確認したロンドン経済大学 (London School of Economics) 図書館の所蔵目録は，1892年となっており，後掲 *The Case for the Factory Acts* や Mess, *Factory Legislation and its Administration* の文献目録でも，1892年と記載されている。

5) R. W. Cooke-Taylor, *The Factory System and the Factory Acts*, London, Methuen, (1894, 2nd ed., 1912).

6) Mrs. Sidney Webb ed., *The Case for the Factory Acts*, London, Grant Richards, (1901), および，Mrs. Sidney Webb, Miss B. L. Hutchins, and the Fabian Society, *Socialism and National Minimum*, London, A. C. Fifield, (1909) (Fabian Socialist Series, No. 6)。この2冊に同じ論文 Mrs. S. Webb (B. Webb), 'The Economics of Factory Legislation'が所収されている。

7) George Henry Wood, 'Factory Legislation, considered with reference to the Wages, etc. of the Operatives Protected thereby' in *Journal of the Royal Statistical Society*, (June 1902).

8) BAAS, Report of the Committee on the Economic Effect of Legislation regulating Women's Labour, First Report 1901, Second Report 1902, Third and Final Report 1903.

9) 例えば，Jessie Boucherett, Helen Blackburn and some others, *The Condition of Working Women and the Factory Acts*, London, Elliot Stock, (1896), Mrs. Jane M. E. Brownlow, *Women and Factory Legislation*, Women's Emancipation Union, (1896), Nora Vynne, Helen Blackburn with the Assistance of H. W. Allason, *Women under the Factory Act*, London, Williams & Norgate, (1903) など。

10) Miss Violet R. Markham compiled, *The Factory and Shop Acts of the British Dominions*, London, Spottiswoode, (1908), Emma Brooke, *A Tabulation of the Factory Laws of European Countries*, London, Grant Richards, (1898).

11) B. L. Hutchins and A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, London, P. S. King, (1903, 2nd ed., 1907, 2nd ed., revised, 1911, 3rd ed., 1926), reprint, London, F. Cass, (1966), New York, B. Franklin, (1970), 邦訳『イギリス工場法の歴史』(大前朔郎，石畑良太郎，高島道枝，安保則夫訳，新評論，1976年)。

12) H. A. Mess, *Factory Legislation and its Administration 1891-1924*, London, P. S. King, (1926).

13) John B. Andrews, *British Factory Inspection*, Washington, United States Government Printing Office, (1937).

14) D. H. Blelloch, 'A Historical Survey of Factory Inspection in Great

Britain' in *International Labour Review*, 38-5. (1938).

15) T. K. Djang, *Factory Inspection in Great Britain*, London, George Allen & Unwin, (1942).

16) Maurice Walton Thomas, *The Early Factory Legislation A Study in Legislative and Administrative Evolution*, London, Thames Bank, (1948).

17) Thomas, 'The Origins of Administrative Centralisation' in *Current Legal Problems*, 3, (1950).

18) Kenner O. Walker, 'The Classical Economists and the Factory Acts' in *Journal of Economic History*, 1-2, (1941), J. B. Brebner, 'Laissez Faire and State Intervention in Nineteenth-Century Britain' in *Journal of Economic History*, Supplement 8, (1948), Lloyd R. Sorenson, 'Some Classical Economists, Laissez Faire, and the Factory Acts' in *Journal of Economic History*, 12-3, (1952), Mark Blaug, 'The Classical Economists and the Factory Acts-A Re-Examination' in *Quarterly Journal of Economics*, 72-2, (1958).

19) W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times* (Laissez Faire), Cambridge, Cambridge University Press, (1903). カニンガムは，工場法を論じる際に，しばしばハチンズ&ハリソンを参照し，また，Cunningham, *Politics and Economics*, London, Kegan Paul, (1885) では，1874年法と1878年法を取り上げている。

20) 「行政革命論争」については，岡田与好「自由放任主義と社会改革」『社会科学研究』(東京大学) 27-4 (1976年)，「自由放任主義と近代国家」および松浦高嶺「岡田報告へのコメント」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』(木鐸社，1979年) 所収，井上洋「『十九世紀イギリス行政革命』論争に関する一考察㈠㈡」『法政論集』(名古屋大学) 93号 (1982年) 94号 (1983年) 参照。

21) David Roberts, *Victorian Origins of the British Welfare State*, New Haven, Yale University Press, (1960).

22) S. E. Finer, *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick*, London, Methuen, (1952).

23) Arthur J. Taylor, *Laissez-faire and State Intervention in Nineteenth-century Britain*, London, Macmillan, (1972) およびこれを批判した Colin J. Holmes, 'Laissez-faire in Theory and Practice: Britain, 1800-1875' in *Journal of European Economic History*, 5-3, (1976)。

24) Gillian Sutherland ed., *Studies in the growth of nineteenth-century government*, London, Routledge & Kegan Paul, (1972), Jill Pellew, *The Home Office 1848-1914*, London, Heinemann Education, (1982), Roger Davidson, *Whitehall and the Labour Problem in Late-Victorian and Edwardian Britain*, London, Croom Helm, (1985).

25) Bernice Martin, 'Leonard Horner: A Portrait of an Inspector of Factories' in *International Review of Social History*, 14, (1969), Ursula R. Q. Henriques, 'An early factory inspector: James Stuart of Dunearn' in *Scottish Historical Review*, 50-1, (1971)。なお，Henriquesによるパンフレットとして，*The Early Factory Acts and Their Enforcement*, London, Historical Association, (1971). Henriques, *Before the Welfare State*, London, Longman, (1979) が，救貧法とならんで工場法を取り上げているのは管見のかぎりでは珍しい。

26) Cecil Driver, *Tory Radical The Life of Richard Oastler*, New York, Oxford University Press, (1946).

27) J. T. Ward, *The Factory Movement 1830-1855*, London, Macmillan, (1962).

28) Ward, *The Factory System*, 2vols., New Abbot, David & Charles, (1970).

29) Raphael Samuel, 'Workshop of the World: Steam Power and Hand Technology in mid-Victorian Britain' in *History Workshop*, 3, (1977). 工場監督官の報告は，工場法の目的に限定されるために，成人男性や小規模事業所は除外され，工場のひろがりを誇張するとしている。

30) W. H. Hutt, 'The Factory System of the Early Nineteenth Century' in F. A. Hayek ed., *Capitalism and the Historians*, London, Routledge & Kegan Paul, (1954).

31) J. L. Hammond and Barbara Hammond, *Lord Shaftesbury*, London, Constable, (1923).

32) Clark Nardinelli, 'Child Labor and the Factory Acts' in *Journal of Economic History*, 40-4, (1980). この論文も含む著作として，Nardinelli, *Child Labor and The Industrial Revolution*, Bloomington, Indiana University Press, (1990), 邦訳『子どもたちと産業革命』(森本真美訳，平凡社，1998年)。

33) Howard P. Marvel, 'Factory Regulation: A Reinterpretation of Early English Experience' in *Journal of Law & Economics*, 20-2, (1977).

34) Gray M. Anderson and Robert D. Tollison, 'A Rent-Seeking Explanation of the British Factory Acts' in D. C. Colander ed., *Neoclassical Political Economy*, Cambridge (Mass.), Ballinger, (1984).

35) A. E. Peacock, 'The Successful Prosecution of the Factory Acts, 1833-55' in *Economic History Review*, 2nd series, 37-2, (1984). 翌年の同誌 (38-3, 1985) には，バートリップおよびナーディネリによるコメントとピーコックの回答が掲載されている。

36) Peter Mandler, 'Cain and Abel: Two Aristocrats and the Early Victorian Factory Acts' in *Historical Journal*, 27-1, (1984).

37) Neil J. Smelser, *Social Change in the Industrial Revolution*, Chicago,

University of Chicago Press, (1959).

38) W. G. Carson, 'White-Collar Crime and the Enforcement of Factory Legislation' in *British Journal of Criminology*, 10-4, (1970), 'Some Sociological Aspects of Strict Liability and the Enforcement of Factory Legislation' in *Modern Law Review*, vol. 33, (1970), 'Symbolic and Instrumental Dimensions of Early Factory Legislation: A Case Study in the Social Origins of Criminal Law' in R. H. Hood ed., *Crime, Criminology and Public Policy*, London, Heinemann, (1974), 'The Conventionalization of Early Factory Crime' in *International Journal for the Sociology of Law*, 7-1, (1979), 'The Institutionalization of Ambiguity: Early British Factory Acts' in Geis and Stotland eds., *White-collar Crime*, London, Sage, (1980).

39) Peter W. J. Bartrip and P. T. Fenn, 'The Administration of Safety: The Enforcement Policy of the Early Factory Inspectorate, 1844-1864' in *Public Administration*, (spring 1980), 'The Conventionalization of Factory Crime-A Re-assessment' in *International Journal of the Sociology of Law*, 8-2, (1980), (カーソンによるコメントを同時掲載), 'The Evolution of Regulatory Style in the Nineteenth Century British Factory Inspectorate' in *Journal of Law & Society*, 10-2, (1983). Bartrip, Safety at Work: The Factory Inspectorate in the Fencing Controversy, 1833-1857, Oxford, Center for Socio-Legal Studies, Wolfson College, Working Paper No. 4, (1979), 'British Government Inspection, 1832-1875: Some Observations' in *Historical Journal*, 25-3, (1982), 'State Intervention in Mid-Nineteenth Century Britain: Fact or Fiction?' in *Journal of British Studies*, 23, (1983).

40) H. W. Arthurs, *'Without the Law' Administrative Justice and Legal Pluralism in Nineteenth-Century England*, Toronto, University of Toronto Press, (1985), Stewart Field, 'Without the Law? Professor Arthurs and the Early Factory Inspectorate' in *Journal of Law and Society*, 17-4, (1990).

41) Gerald Rhodes, *Inspectorates in British Government Law Enforcement and Standards of Efficiency*, London, George Allen & Unwin, (1981).

42) Owen A. Hartley, 'Inspectorates in British Central Government' in *Public Administration*, (winter 1972) もイギリス政府監督職の性格の変化を論じている。

(II)

日本におけるイギリス工場法への関心は，あえて分類すれば，労働法，社会政策，経済史などの分野を中心にみられるが，ここでも主たる対象

は19世紀前半の工場法である。日本の社会政策にとって，イギリス工場法は，社会政策の出発点として位置づけられることが多い。大河内一男[1]は，1802年法を「世界最初の労働者保護法」とし，工場監督制度にも注意を払っている。岸本英太郎[2]も，工場監督制度を伴う1833年法を「最初の実効ある工場法」として強調するものの，「世界最初の工場法」である1802年法から約150年間の工場法と商店法の一覧表を掲げ，その内容を比較的詳しく紹介する。ちなみに，大河内も岸本も，ハチンズ&ハリソンを参照している。また，風早八十二は，その著作で「日本における工場監督制度」に一章を割き，その中で「国際的に見るに，欧米諸国いずれにあっても，工場立法実施と工場監督制度出現との間には，三，四十年の開きがある」として，英国，プロシア，フランス，オーストリアにもふれる[3]。イギリスの工場監督制度に関する文献が本格的にでてくる時期に，風早の著作が出版されていることは興味深い。

他方で，工場法は社会政策ではないとする立場や[4]，イギリスにおけると同様，1802年法の性格づけをめぐって見解の相違もみられることはいっておかねばならない[5]。例えば，小山路男は，「救貧法が終って工場法がはじまる」として，1802年法を「救貧法解体の第一歩」と位置づけ，片岡昇も「英国初期の工場法と救貧法」を論じる[6]。なお，1802年法を教育の視点から論じた依光正哲の論文[7]，救貧法史の研究を中心にしていた安保則夫が，あらためて工場法を取り上げたという論文もある[8]。

1950年代前半には，社会政策的関心にもとづく論文が集中する。10時間運動と博愛主義を論じた島崎晴哉[9]，1802年法に関する佐野稔[10]，1833年法や10時間運動についての小川喜一[11]などの論文がそれである。これに対して，戸塚秀夫[12]は，「社会政策本質論争」を踏まえて，社会政策論の再構成をめざし，中西洋[13]は，島崎，佐野，小川さらに戸塚を

批判し，1878年法をも射程に入れつつ，初期工場法を論じた。戸塚への批判としては，平井陽一の論文[14]もある。

経済史の分野では，賃労働の問題に即して1833年法を重視する吉岡昭彦[15]，工場法を自由主義段階の労働政策としてとらえる天野勝行[16]，1833年法の成立を家族の視点から論じた湯浅良雄[17]などがあげられよう。山本哲三論文[18]は，社会政策と経済史の研究成果の理論的な整理を行なったものとして評価できる。イギリス石炭業研究の一部ではあるが，初期鉱山法を丁寧に検討した若林洋夫の論文[19]もあげておきたい。また，成人女性を対象とした1844年法についての大石／吉田論文[20]のほか，1980年代以降では，竹内敬子が1840年代から1870年代までの工場法を「ジェンダー」の視点から論じている[21]。

こうした研究状況に対して，やや19世紀前半の比重が高いとはいえ，世紀後半の工場法にまで至るのが，1960年代を中心に発表された石畑良太郎の一連の論文である[22]。1802年法・1819年法の立法者意識への注目にはじまり，1860・70年代の工場法の成立経緯を分析し，19世紀末期の「安全・衛生」規制にまでおよぶ研究は，日本におけるイギリス工場法研究としてきわめて貴重なものといえよう。

工場監督職・制度そのものを対象とする文献は，労働法分野における荒木誠之の論文[23]のほか，「十九世紀行政革命論争」を背景に，工場監督官ホーナーの思想に焦点を当てた武田文祥[24]や「近代的公務労働の形成」から論じた小沢修司[25]，1833年法の実施過程を丹念に追った小出信夫の論文[26]がある。なお，1974年法と工場監督制度の改革については，林和彦論文[27]があげられる。

注

1） 大河内一男『社会政策（各論）』（有斐閣，1950年，改訂版1963年）。
2） 岸本英太郎『社会政策』（ミネルヴァ書房，1965年）。
3） 風早八十二『日本社会政策史』（日本評論社，1937年）pp. 209-210。

4） 徳永重良『労働問題と社会政策論』（有斐閣，1970年）。

5） 1802年法について，ハチンズ&ハリソンは，救貧法の拡大・延長としての側面を認めつつも，動機と目的から新しい出発点であることを強調し（Hutchins & Harrison, *A History of Factory Legislation*, pp. 1-2），メスは，1802年法を引き継いだのは，工場法ではなく教育法だとする（Mess, *Factory Legislation*, p. 9）。しかし，この両書をはじめ，（I）で取り上げた代表的なイギリス工場法史の文献では，1802年法を起点としている。

6） 小山路男『西洋社会事業史論』（光生館，1978年）p. 87。片岡昇『英国労働法理論史』（有斐閣，1956年，再版1969年）補論二。

7） 依光正哲「イギリス初期工場立法と児童教育」『一橋論叢』61巻1号，1969年。

8） 安保則夫「イギリス工場法とマッチ工場，1843年—63年」『経済学論究』（関西学院大学）45巻2号，1991年。

9） 島崎晴哉「英国十時間労働法と博愛主義」『経商論纂』（中央大学）46号，1952年。

10） 佐野稔「イギリス初期工場法の一考察——1802年法の社会政策史的意義について——」『経済学』（東北大学経済学会研究年報）25号，1952年。

11） 小川喜一「イギリスにおける1833年の工場法成立について」『経済学雑誌』（大阪市立大学）28巻1・2号，1953年，「チャーティスト運動と10時間運動——『トーリー民主主義』についての一考察——」同33巻3・4号，1955年。

12） 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』（未来社，1966年）。

13） 中西洋『日本における「社会政策」・「労働問題」研究』（東京大学出版会，1979年）第3章。

14） 平井陽一「イギリスに於ける時間短縮運動と工場法」『経済学年誌』（法政大学）13号，1976年。

15） 吉岡昭彦「イギリス産業革命と賃労働」高橋幸八郎編『産業革命の研究』（岩波書店，1965年）所収，および『近代イギリス経済史』（岩波書店，1981年）。

16） 天野勝行「自由主義段階のイギリス労働政策」『経済志林』（法政大学）14巻2号，1973年，「『資本論』と工場法」平林千牧編『経済学説史研究』（時潮社，1982年）所収。

17） 湯浅良雄「工場制下の労働と家族——イギリス1833年工場法と家族——」『立命館大学経済学』29巻3号，1980年。

18） 山本哲三「工場法と国家——原理・階級闘争・国家——」『国家論研究』18号，1979年。

19） 若林洋夫「イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法」『立命館大学経済学』30巻2号，1981年。

20） 大石恵子「1844年工場法における婦人規制」『一橋論叢』67巻1号，1972年，「『家族の機能分化』と婦人労働者」同67巻3号，1972年，吉田恵子「英国10時

間労働法の一断面――アシュレー卿と工場法――」『明治大学短期大学紀要』21号，1977年。

21) 竹内敬子「イギリス1844年工場法における婦人労働の規制について」『社会経済史学』51巻2号，1985年，'Factory Acts and Women—A History of Regulation in Female Labour'『成蹊大学文学部紀要』26号，1990年，「イギリス1847年工場法と女性」同29号，1993年，「工場法とジェンダー」同32号，1997年，「イギリス1874年工場法とジェンダー」『アジアの労働と生活』（社会政策学会年報第42集，御茶の水書房，1998年）所収。

22) 石畑良太郎「イギリス1802年工場法における立法者意識の問題点」『一橋論叢』44巻6号，1960年，「イギリス1819年工場法における立法者意識の問題点」同46巻4号，1961年，「エドウィン・チャドウィックとイギリス工場法」『経済経営論集』（東洋大学）31号，1963年，「自由主義経済政策の展開」山中・豊崎監修『経済政策講座2経済政策の史的展開』（有斐閣，1964年）所収，「19世紀イギリスの社会改良に関するTory史観への批判――『J. ハート論文』の紹介――」『経済経営論集』41号，1965年，「イギリス社会改良の一局面――1860年代工場法成立経緯の基礎的分析――」『一橋論叢』55巻3号，1966年，「19世紀イギリス工場法の展開過程と婦人労働者の賃銀動向との相関関係――G. H. Woodの研究成果の紹介――」『経済経営論集』46号，1967年，「イギリス社会改良の一展開――1870年代工場立法成立経緯の基礎的分析等――」山中篤太郎博士退官記念論文集『経済政策と労働問題』（有斐閣，1968年）所収，「『イギリス1802年工場法における立法者意識の問題点』再説」『経済経営論集』52号，1969年，「Leonard Horner: A Portrait of an Inspector of Factories by Bernice Martin紹介」『青山経済論集』23巻1号，1971年，「イギリス19世紀末期における危険性産業の『衛生・安全』規制に関するノート(1)(2)」同23巻3号，1971年，4号，1972年。

23) 荒木誠之「英国初期工場立法と工場監督制――労働監督制研究序説――」『法文論叢』（熊本大学）8号，1956年，「英国の初期工場監督制――1833年工場法を中心として――」『労働法』（日本労働法学会）10号，1957年。

24) 武田文祥「イギリス工場法思想の源流――工場監督官レナード・ホーナーの思想について――1・2」『三田学会雑誌』72巻5号，1979年，73巻4号，1980年。

25) 小沢修司「イギリスにおける査察官制度の成立――近代的公務労働の形成(1)――」『経済論叢』（京都大学）127巻6号，1981年，「査察官制度と社会改良――近代的公務労働の形成・続――」『財政学研究』5号，1981年。

26) 小出信夫「イギリス工場法と工場査察官の活動（上）（下）――1833年法の成立と展開――」『大学院紀要』（法政大学）15号，1985年，『経済学年誌』（法政大学大学院）23号，1986年。

27) 林和彦「イギリス工場監督官の組織と活動」日本労働法学会編『労働基準監督制度の再検討』（総合労働研究所，1977年）所収。